

エレクトリゾーラより REACH 規則に関するお知らせ

お客様各位

いつもお引き立て頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、この度欧州では『化学物質の登録、評価、認可及び制限(REACH: Registration. Evaluation and Authorization of Chemicals)に関する欧州議会及び理事会規則』により、 2008年12月1日以降、化学物質の登録が必要となりました。ちなみにエナメル線は化学物 質ではなく成形品のひとつであると考えられるため、登録を求められてはおりません。

エレクトリゾーラは、弊社のエナメル線製品が、下記に関し、2015年9月10日のEU司法 裁判所判決 C-106/14 による解釈により、欧州議会の REACH 規則 (EC) 1907/2006「化学物 質の登録、評価、認可 (REACH) | に準拠していることをここに言明いたします。

- i. 高懸念物質 (SVHC) 2024年6月27日公表241物質 (https://echa.europa.eu/candidate-list-table)
- ii. REACH 規則付属書 XIV 認可対象物質リスト 2024年6月27日公表59物質 (https://echa.europa.eu/authorisation-list)
- iii. REACH 規則付属書 XVII 制限対象物質リスト 2024年6月27日公表73物質 (https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach)

エレクトリゾーラの欧州工場の仕入先はすべて REACH 規則に対応しており、仕入れに関し て問題はないものと考えます。

ご質問やご不明な点などございましたら、お問い合わせ下さい。

Dr. Chang I-Kwang R&D Manager

Elektrisola (Malaysia)

phone: +60 9 2210888 +60 9 2210810

email: i kwang@elektrisola.my

改訂 31: 2024 年 6 月 27 日











Tel: +60-[0]9 2210 888 Fax: +60-[0]9 2210 800 E-mail: elektrisola@elektrisola.my http://www.elektrisola.mv